

【1 分解説】ソフトロー・ハードローとは？

総合調査部 政策調査グループ 研究理事 重原正明

ソフトローとは、法令等による拘束力ではなく、関係者の取り決めなどにより、実質上守ることが推奨されるきまりのことです。これに対し、法令等として定められ、守ることが法的に強制されるきまりのことをハードローと呼びます。

ソフトローの例としては、ガイドライン、コード（規範）、民間の自主規制、行政府の法解釈などがあります。ISO 規格やガバナンスコードもソフトローです。ソフトローでは、その内容に従う（comply）、または従わない理由を説明（explain）する「コンプライ or エクスプレイン」という、いわば例外処理を取り込んだ規定方法を取ることがあります。

ソフトローはハードローの法令等と異なり、細かい規定が可能、変更が容易で実態に合わせやすい、等の利点があります。一方で、客観性に欠け解釈を見ないと内容がわからない場合がある、規定の根拠や決定方法が不明瞭な場合がある、違反者への法的な制裁が困難といった点が、ハードローと比較してのソフトローの欠点として挙げられます。

動きの激しい IT や金融の分野などでは、迅速柔軟に対応できるソフトローは不可欠な存在です。ハードロー・ソフトロー双方の活用により、新技術の導入がスムーズに進むなど、生活が豊かになることを期待します。